

# 上尾市公園施設維持管理更新計画



2021年3月

上尾市 都市整備部 みどり公園課

## 目 次

1.	対象施設	.....	1
2.	計画の目的と位置づけ	.....	1
3.	行動内容の規定	.....	1
4.	計画期間	.....	2
5.	維持管理の手法	.....	2
6.	維持管理の内容	.....	3
7.	使用見込期間	.....	3
8.	今後の取り組み	.....	4
	(1) ランク付けによる優先順位	.....	4
	(2) 適正配置と特色ある公園づくり	.....	5
	(3) 維持管理の効率化及び魅力向上の取り組み	...	6
9.	マネジメント行程表（ロードマップ）	...	7

## 1. 対象施設

施設類型	施設種別	施設内容
都市公園	近隣公園	4箇所 (5.9ha)
	街区公園	123箇所 (15.1ha)
	都市緑地	1箇所 (0.9ha)
その他公園	都市公園法で定める告示がされていない公園	39箇所 (7.5ha)

(平成31年度末時点)

※総合公園及び地区公園は、上尾市公園施設長寿命化計画に基づく効率的かつ効果的な維持保全、更新を実施する。

## 2. 計画の目的と位置づけ

「上尾市個別施設管理基本計画」を推進するための実施計画です。

以下の点（今後の取り組み）を踏まえ、対応スケジュールに従って、効率的かつ効果的な維持保全、更新を実施します。

- ランク付けによる優先順位
- 適正配置と特色ある公園づくり
- 維持管理の効率化及び魅力向上の取り組み

## 3. 行動内容の規定

公園施設の維持管理の目的は安全で快適な利用の確保や施設の機能保持を図ることにあります。そのためには、総合的な維持管理計画を策定し、計画的に維持管理を進める必要があります。

個々の公園施設は、地域特性を考慮して、重要性から施設の運用の目標を設定し、目標を達成するための対応スケジュールを作成します。本計画の対象公園は、原則、事後保全型による管理として、点検結果及び社会情勢の変化に伴い不要と判断した施設を撤去することや公園施設の集約、規模縮小を行うことにより、総コストの10%縮減を目指します。

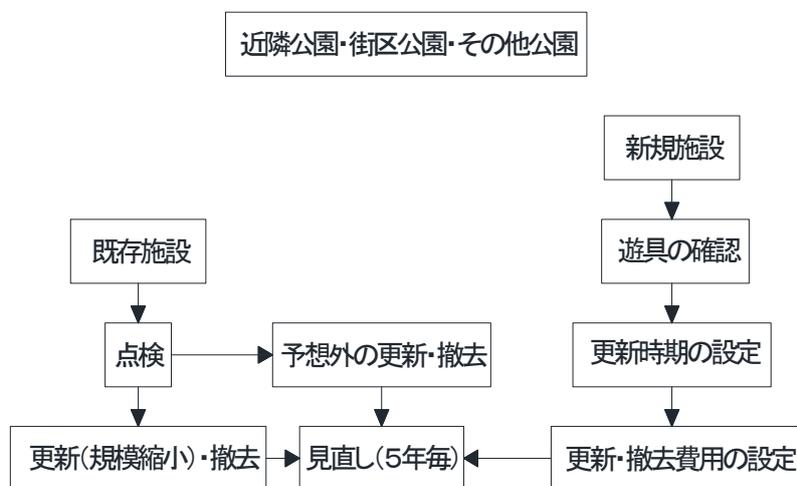
## 4. 計画期間

令和4年度（2022年度）から令和43年度（2061年）の40年間とします。本計画は、概ね5年に1回程度、見直しを行い適切に管理していきます。ただし、施設の状態や重要性・緊急性を考慮して、行程表（ロードマップ）は随時見直しを図ります。

## 5. 維持管理の手法

### 1) 維持管理の流れ

施設の計画的な維持管理を行うため、計画実施までの一連の流れを確立します。



図表 1 維持管理・更新計画による維持管理の流れ

### 2) 施設状態の把握

施設の日常的な維持保全に加え、日常点検や定期点検により状態を把握します。

### 3) 対策の優先順位の考え方

原則的に、施設の状態、緊急度や処分制限期間を基に修繕及び更新時期を設定します。ただし、点検により劣化が確認された場合は事後保全による対応とし、同時に更新・撤去について検討します。

また、事業量の平準化や施設の重要性等の観点から、点検等により安全性が確保された施設は、対策の優先順位が前後する場合があります。

さらに、今後は重要性や必要性、社会情勢の変化についての指標を追加し、ランク付け（点数化）による優先順位を決定して総合的に判断します。

## 6. 維持管理の内容

既存の公園施設の計画的な維持管理を、体系化した図表 1 に基づき実行します。

### 1) 点検

施設の状態を把握するため、日常点検や定期点検を実施します。この結果を修繕・更新時期の見直しに役立てます。

### 2) 修繕・更新・撤去

各施設の状態と重要性、緊急性を判断し、事後保全による修繕・更新を行います。同時に必要性のない施設については、縮小・撤去を検討します。

また、公園施設単体ではなく、公園全体を対象に修繕・更新を図ります。(緊急時を除く)

さらに、今後は公園施設の適正配置と特色ある公園づくりを進めていきます。

## 7. 使用見込期間

計画期間における修繕実施から更新時期まで、ライフサイクルコストを算定するため、実際に使用が可能と想定される使用期間の目安として国土交通省都市局による「公園施設長寿命化計画策定指針(案)【改訂版】平成 30 年 10 月」を参考に以下のとおり設定しました。

	事後保全型管理における 使用見込み期間	予防保全における 使用見込み期間
処分制限期間が 20 年 未満の施設	処分制限期間の 2 倍	事後保全の使用見込み期間の 1.2 倍と設定 (処分制限×2.4)
処分制限期間が 20 年 以上～40 年未満の施設	処分制限期間の 1.5 倍	事後保全の使用見込み期間の 1.2 倍と設定 (処分制限×1.8)
処分制限期間が 40 年 以上の施設	処分制限期間の 1 倍	事後保全の使用見込み期間の 1.2 と設定 (処分制限×1.2)

図表 2 使用見込み期間の設定例

## 8. 今後の取り組み

### (1) ランク付けによる優先順位

日常的または定期的な点検による施設の状態に加え、重要性や必要性、社会情勢の変化についての指標を追加し、ランク付け（点数化）による優先順位を決定して、行程表（ロードマップ）の見直しを図り、適切に管理します。

ランク付け（点数化）による優先順位は、施設の設定年度や状態に加え、周辺状況や市民ニーズ等の指標を追加することで、施設の適正な配置や特色ある公園づくりにつなげます。また、実施までのスケジュールの見える化を図ることができます。

#### 1) 市民ニーズの把握

地域や公園毎に、市民アンケート・利用者への聞き取り・ワークショップ等を実施し、市民ニーズの収集に努めます。

#### 2) 指標

市民アンケート・利用者への聞き取り・ワークショップ等の意見を参考に、ランク付け（点数化）の指標を追加し、優先順位を決定します。これに合わせて、随時行程表（ロードマップ）の見直しを図ります。

例) 施設の撤去、利用者数、周辺の公園数や施設状況、規模、市民の声 等

公園名	点数	指標				優先順位	
		劣化度	指標①	指標②	指標③		指標④
A公園	7.0	3.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1
B公園	5.0	3.0	1.0		1.0		2
C公園	3.5	2.5				1.0	3
Z公園	1.0	1.0					4

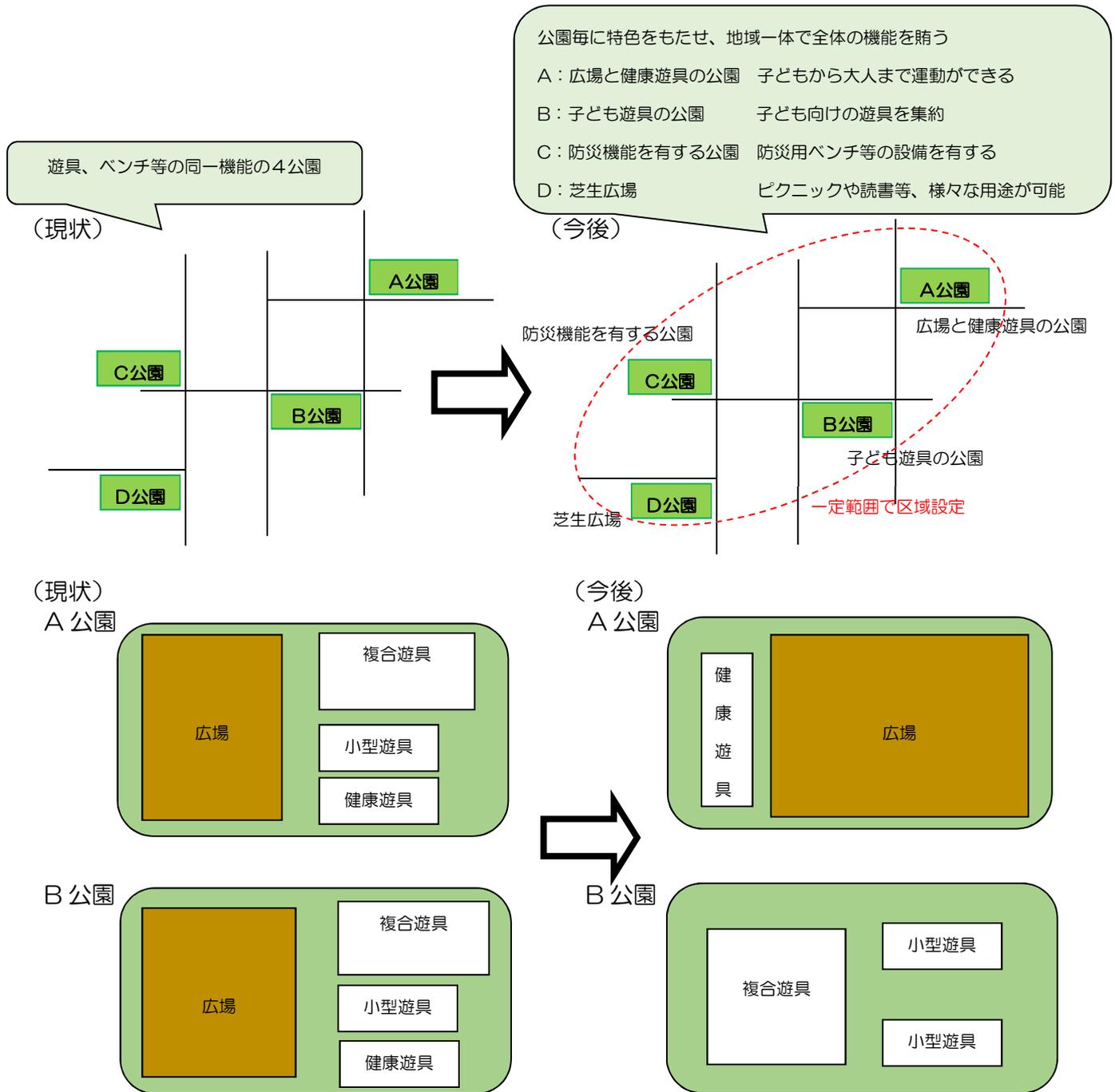
図表3 ランク付け（点数化）による優先順位の検討（案）

## (2) 適正配置と特色ある公園づくり

市民ニーズやランク付けをもとに、地域毎に、更新・廃止する施設の選別や整備方針を明確にし、役割や機能を分散した適正な配置に努めます。

利用者数、周辺の公園数や施設状況等により、図表4のような公園施設の適正配置を進めます。併せて、各公園が同じような機能や役割ではなく、特色ある公園となるよう再編を進めます。

例) 対象者、遊具、健康、やすらぎ、地域交流、防災 等



図表4 区域毎での機能や役割見直しによる適正配置 (案)

### (3) 維持管理の効率化及び魅力向上の取り組み

#### 1) 維持管理の効率化

市民の方々からは、公園に関する多様な相談や要望が多く寄せられていることから、維持管理の範囲やルールを明確化することで、対応の早期化、効率化を図ります。また、機能や役割の見直しや、適正配置による施設のスリム化を実施するとともに、地域住民との協働により、維持管理にかかる費用の縮減を図ります。

#### 2) 魅力向上の取り組み

特色ある公園づくりを進め、各公園に愛着や関心を持ってもらう取り組みを推進します。

例) 市民協働の拡充、公募による公園愛称の命名 等

#### 3) その他

- ・省エネ化、バリアフリー化を図ります。
- ・関係各課と調整を図り、機能や役割の拡充を検討します。  
例) 防犯、防災、環境、農業、コミュニティ 等
- ・公園利用に関するルールを明確化し、利用者にわかりやすく発信します。また、公園施設の状況について、情報発信に努めます。



【ちびっこパーク】



【フィットネスパーク】

特色ある公園づくり (例)

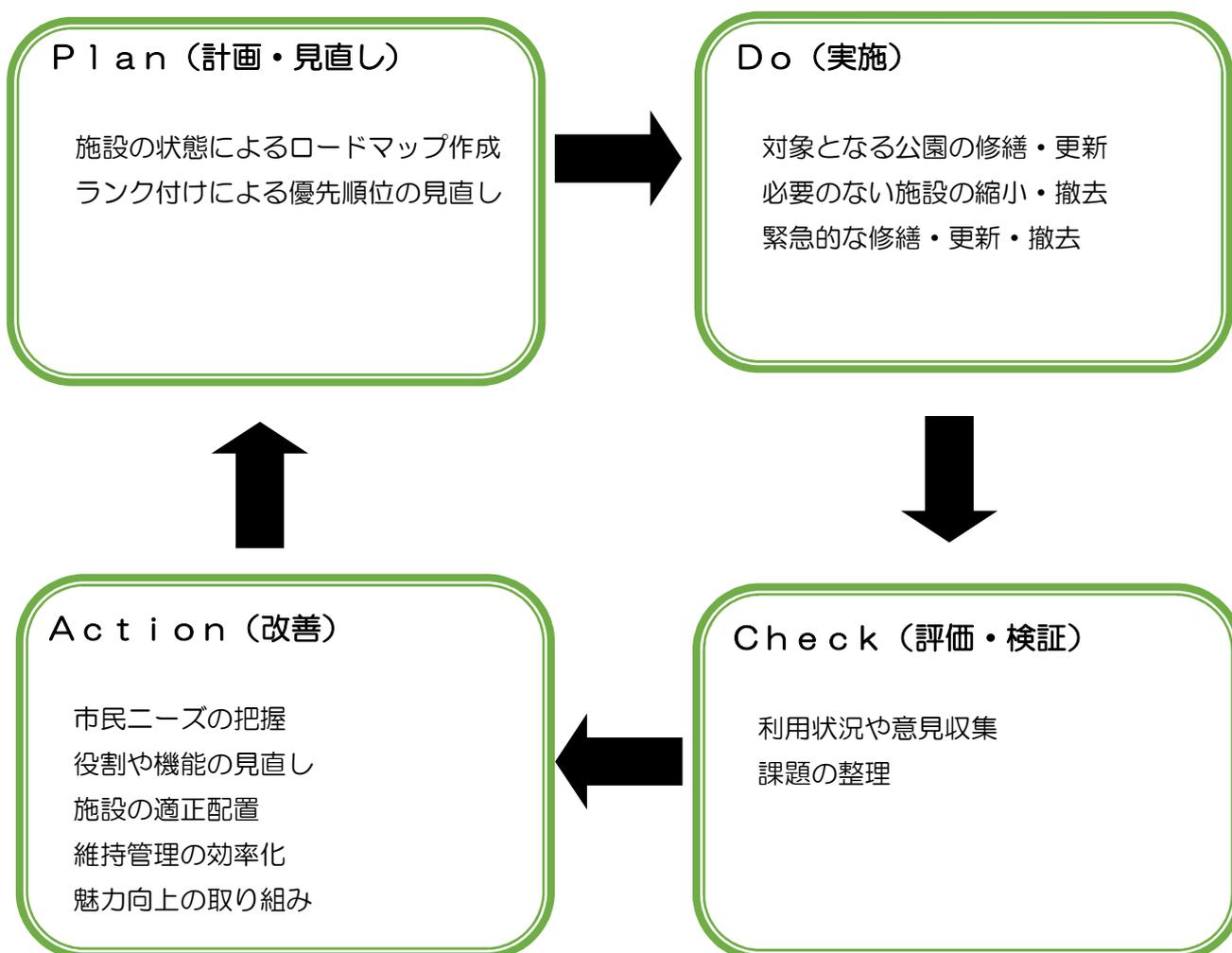
## 9. マネジメント行程表（ロードマップ）

今後 40 年間（令和 4～令和 43 年度）で実施が想定される主な取組（取組メニューの設定）、想定時期を検討し、長期的な行程表（ロードマップ）としてとりまとめを行います。

日常的または定期的な点検を継続的に実施し、それらの点検結果を踏まえて、行程表の見直しを行います。

また、施設の状態に加え、重要性や必要性、社会情勢の変化についての指標を追加し、ランク付け（点数化）による優先順位を検討し、行程表の見直しを図ります。

行程表の見直しは、継続的にPDCAサイクルを回しながら適切に管理していきます。



## マネジメント行程表（ロードマップ）公表用

- 平成24年に実施した公園遊具安全点検業務の結果により、施設の状態、緊急度や処分制限期間をもとに、修繕及び更新時期を設定しています。
- 今後の点検結果等により、劣化が確認され緊急を要する場合には、優先順位が前後する場合があります。
- 緊急時を除き、公園毎に修繕や更新を図っていく予定です。
- 今後は、重要性や必要性、社会情勢の変化についての指標を追加し、指標を点数化することにより、優先順位を決定していきます。
- 行程表（ロードマップ）は随時見直しを図ります。

### 第1期 2022～2026年度（21公園）

- 【上尾地区】春日広場・山の下公園
- 【大石地区】藤見公園・鴨川中央公園・宮山公園・地藏公園・大久保公園・下芝公園・浅間台二丁目公園・集いの公園・三井C地区公園
- 【大谷地区】あじさい公園・こぶし公園・西宮下第2公園
- 【上平地区】クレスト公園・新梨子公園・平塚小砂公園
- 【原市地区】原市21番耕地公園・白樺公園・かわらぶき公園・原市7番耕地公園
- 【平方地区】-

### 第2期 2027～2031年度（15公園）

- 【上尾地区】緑丘公園・緑丘一丁目公園・二ツ宮公園・二ツ宮第2公園
- 【大石地区】中妻第一公園・東公園・水神公園・宮前公園・山王公園・東第2公園
- 【大谷地区】さつき公園・ならのき公園・向山けやき公園
- 【上平地区】-
- 【原市地区】むじなや第1公園・原市台西公園
- 【平方地区】-

### 第3期 2032～2036年度（13公園）

【上尾地区】春日第一公園

【大石地区】神明公園・中妻4丁目公園・中妻第二公園・浅間台大公園

【大谷地区】西宮下三丁目公園・西宮下公園・けやき公園

【上平地区】花水木公園・町谷公園・錦町西公園

【原市地区】秩父山公園・白山公園

【平方地区】-

### 第4期 2037～2041年度（17公園）

【上尾地区】東団地第一公園・春日一丁目公園・山ノ下南公園・谷津第2公園・栄町公園

【大石地区】小泉中央公園・浅間台第二公園・かえで公園

【大谷地区】和泉公園・西宮下第3公園

【上平地区】錦町中央公園

【原市地区】稲荷八ツ山公園・五番町第二公園・原市19番耕地公園・原市駅前公園・  
新幹線高架下広場・原市台南公園

【平方地区】-

### 第5期 2042～2046年度（15公園）

【上尾地区】春日第三公園・柏座一丁目西公園

【大石地区】浅間台第四公園・新田公園・おさらぎ公園・井戸木公園・鴨川緑道

【大谷地区】こどもの城公園

【上平地区】長浪公園・大砂公園・つばき公園

【原市地区】原市台公園・原市2番耕地公園・五番町第1公園

【平方地区】三塚公園

## 第6期 2047～2051年度（28公園）

- 【上尾地区】春日第二公園・谷津公園・ニツ宮前公園・陣屋公園・レック上尾公園・ニツ宮前第二公園・東団地第二公園・本町子供広場・緑隣館緑地
- 【大石地区】浅間台第三公園・梅田公園・三井B地区公園・西通公園
- 【大谷地区】みずき公園・もみじ公園・くるみ公園・戸崎児童公園・地頭方公園
- 【上平地区】つかはら公園・美原公園・ソロの木公園・こうしん山公園
- 【原市地区】セレクト花水木公園・原市1番耕地公園・山中公園・むじなや第二公園・尾山公園・原市マンション公園
- 【平方地区】-

## 第7期 2051～2056年度（28公園）

- 【上尾地区】愛宕一丁目広場・東町公園・柏座一丁目東公園・フィーリア公園・本町五、六丁目公園・東町二丁目公園・愛宕一丁目緑地・愛宕一丁目南緑地・愛宕一丁目北緑地・緑丘広場
- 【大石地区】どんぐり山公園・あぜよし公園・浅間台第一公園・メイプル公園・フラワーフィル公園
- 【大谷地区】さくら公園・大谷本郷東公園・ゆりが丘公園・西宮下三丁目シゲル公園
- 【上平地区】ポニー公園・なかはら公園・べにばな公園
- 【原市地区】末広公園・むじなや公園・秩父山第二公園・西原公園・長久公園・原市沼南駅イチョウ公園
- 【平方地区】-

## 第8期 2057～2061年度（30公園）

- 【上尾地区】原新町北公園・原新町南公園・富士見一丁目公園・春日緑地・吉田下公園
- 【大石地区】アミダ山公園・天神公園・ひばり山公園・小泉氷川山公園・三井サニータウン広場・弁財ふれあい広場・下芝水辺公園・中分スポーツ公園
- 【大谷地区】ちびっこパーク・フィットネスパーク・ルネッサンス入口公園・戸崎南公園・川二丁目広場・どんぐり公園
- 【上平地区】やまの下公園・町谷第一公園・ぼうの下公園・上尾の杜公園・塚越公園
- 【原市地区】前原公園・沼南公園・稻荷公園・掛樋井史跡公園・原市7番耕地第二公園・虹の葉公園
- 【平方地区】-

公園施設維持管理更新計画 2021年3月

上尾市都市整備部みどり公園課

〒362-8501 上尾市本町3-1-1

TEL：048-775-8129

FAX：048-775-9906